# 東京都の個人情報保護

令和3年度

東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

東京都総務局

## 目 次

1	係	具有個人情報:	を取	الا	扱·	う事	務			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
( 1	)	保有個人情報	報取	扱	事	<b></b>	)届	出			•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	1
(2	)	保有個人情報	報取	扱	事	簩σ	開	始	届	の	内	容			•	•			•	•			•		•			•	2
2	保	具有個人情報(	の開	示	. į	ŢŒ	•	利	用	停	止	請	求	の	処	理	状	況						•					5
(1	)	開示・訂正	• 利	用·	停」	上諱	求	の	処	理	状	況			•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	5
(2	)	開示決定等の	の内	容		•	•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	7
(3	)	非開示の理目	由別	状	況		•	•			•				•	•			•	•			•					•	7
3	特	持定個人情報 <sup>:</sup>	を取	: لا:	扱 <sup>·</sup>	う事	務																						8
(1	)	特定個人情報	報取	扱	事	<b></b>	)届	出					•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		8
(2	)	特定個人情報	報取	扱	事	<b></b>	開	始	届	の	内	容			•	•			•	•			•					•	9
4	保	只有特定個人 <sup>(</sup>	情報	<b>の</b>	開	示•	訂	正		利	用·	停.	止	請	求	の	処	理	状	況			•					•	13
5	東	京都個人情報	報保	:護	審፺	查会	きの	運	営	状	況																		15
6	東	京都情報公	親•	個	人忄	青報	保	護	審	議	会	の:	運	営	状	況													23
7	個	人情報保護	こ関	す	るね	相診	(の	受	付	状	況																		25
(1	)	相談区分			•		•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	25
(2	)	寄せられた	相談	の	対針	象事	業	分	野				•		•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	25
(3	)	処理経過			•		•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	25
(4	)	相談事項																											26

## 1 保有個人情報を取り扱う事務

## (1) 保有個人情報取扱事務の届出

東京都個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第5条により、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目、主な収集先、経常的な目的外利用・提供先、委託の有無などです。

#### 表1 保有個人情報取扱事務の届出件数

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
令和3年度	443	141	218	4, 674

(令和4年3月31日現在)

## 表2 実施機関及び局別保有個人情報取扱事務の届出件数

(単位・件)

	2 実施機関及び局別保有個人情報取扱事				(単位:件)
	実施機関	開始	変更	廃止	届出事務の総数
	政策企画局	23	3	27	78
	都民安全推進本部	6	2	1	75
	総務局	26	5	0	208
	財務局	1	0	0	81
	デジタルサービス局	43	1	0	43
	主税局	6	20	0	99
	生活文化局	19	12	2	243
東	オリンピック・パラリンピック準備局	9	1	81	0
京	都市整備局	19	21	4	272
都	住宅政策本部	73	3	0	170
知事	環境局	19	2	2	346
尹	福祉保健局	41	16	37	895
	病院経営本部	1	1	0	50
	産業労働局	57	6	8	522
	中央卸売市場	1	1	1	57
	建設局	8	1	0	146
	港湾局	3	0	0	110
	会計管理局	0	1	0	35
	小計	355	96	163	3, 430
教:	育委員会	8	4	0	174
選	<b>举管理委員会</b>	0	0	0	25
人	事委員会	0	0	0	25
監	查委員	0	0	0	16
公	安委員会	0	0	0	4
労付	動委員会	0	0	0	29
収)	用委員会	0	0	0	15
海[	<b>区漁業調整委員会</b>	0	0	0	8
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	1
固治	定資産評価審査委員会	0	0	0	4
交ì	通局長	6	5	2	74
-1/2 L	道局長	12	1	3	158
71/1		1	3	0	121
	水道局長	1	U	Ŭ	
下	水道局長 見総監	4	17	4	186
下潭		. 1			186
下潭	見総監	4	17	4	186
下警消順東	見総監 方総監	4 3	17 6	4 0	186 133 147
下灣 消 東 東	見総監 防総監 京都公立大学法人理事長	4 3 0	17 6 0	4 0 0	186 133

## (2) 保有個人情報取扱事務の開始届の内容

## ア 記録項目及び処理形態の状況

表3 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位:件)

		開			記録	項目			攵	理形態	態
	届出 <b>事</b> 項 実施機関	開始事務件数	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以外	電磁的記録	オンライン結合
	政策企画局	23	22	1	2	19	1	18	18	21	1
	都民安全推進本部	6	6	0	0	5	0	2	3	6	0
	総務局	26	25	2	1	12	1	18	17	23	4
	財務局	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0
	デジタルサービス局	43	43	4	3	29	0	28	27	34	6
	主税局	6	6	0	1	5	0	6	6	6	2
	生活文化局	19	19	0	4	14	0	4	5	19	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	9	9	3	1	2	1	8	2	9	5
東京	都市整備局	19	19	0	3	14	0	15	19	8	0
都	住宅政策本部	73	73	13	23	63	0	51	71	27	7
知事	環境局	19	19	0	2	15	0	17	15	19	0
尹	福祉保健局	41	41	30	23	26	0	31	31	33	2
	病院経営本部	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	産業労働局	57	57	4	6	48	2	41	50	41	0
	中央卸売市場	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	建設局	8	8		3	6	0	2	8	6	0
	港湾局	3	3	0	0	1	0	0	1	3	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	355	353	58	72	260	5	243	276	257	27
	<b>育委員会</b>	8	8	3	2	7	0	3	4	6	1
	<b>拳管理委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人里	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	查委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公司	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労信	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収片	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交ì	<b>通局長</b>	6	5	1	1	5	0	4	4	2	0
	<b>首局長</b>	12	12	0	0	3	0	7	4	9	0
	水道局長	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	見総監	4	4	0	1	3	0	2	4	4	2
	方総監	3	3	0	0	2	0	2	1	3	1
I	京都公立大学法人理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
											_
東河	京都立産業技術研究センター理事長	54	54	5	1	49	0	43	44	48	6
東河	京都立産業技術研究センター理事長 京都健康長寿医療センター理事長 合計	54 0 <b>443</b>	54 0 <b>440</b>	5 0 <b>67</b>	1 0 <b>77</b>	49 0 <b>329</b>	0	43 0 <b>305</b>	44 0 <b>338</b>	48 0 <b>329</b>	6 0 <b>37</b>

## ※ 記録項目の具体的内容

記録項目の具体的内容 基本的事項 … 識別番号、氏名、本籍、国籍、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス 心身の状況 … 健康状態、病歴、身体の特徴 家族状況等 … 家族状況、親族関係、婚姻 社会生活 … 職業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰、成績、評価、財産、収入、納税状況、公的扶助、趣味 収集制限事項 … 思想、信教、信条、社会的差別の原因となる個人情報

#### イ 収集先及び目的外利用・提供の状況

#### 表4 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の主な収集先

(単位:件)

			本	Ф	又集事	宇由 (多	<b></b> 例第	54条第	第3項	)		Ų	又集先	<u>:</u>	
	届出事項	本人	人 以	第	第	第	第	第	第	第	実施	他の実	他の	民間	そ
	実施機関	, ,	外	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	機関内	<b>寒</b> 施機関	官公庁	· 私 人	の他
	政策企画局	22	4	2	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1
	都民安全推進本部	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	26	8	4	1	3	0	1	3	0	2	2	1	5	0
	財務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	デジタルサービス局	40	11	8	0	0	0	1	1	0	2	2	3	4	2
	主税局	5	5	0	5	0	0	0	5	5	5	2	5	4	0
	生活文化局	19	3	2	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	9	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
京	都市整備局	17	6	2	1	0	0	0	2	3	1	0	3	4	0
都	住宅政策本部	64	34	20	5	0	0	0	3	6	1	1	8	28	0
知	環境局	18	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
事	福祉保健局	35	28	15	6	0	0	1	12	4	11	9	15	15	2
	病院経営本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	49	31	19	1	0	0	1	1	0	0	2	5	11	6
	中央卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	7	5	0	0	0	0	0	2	5	1	0	6	1	0
	港湾局	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	323	143	80	20	4	0	5	29	23	25	18	49	81	12
教育	育委員会	7	6	4	0	0	0	0	2	2	6	1	3	3	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	<b></b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公室	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労値	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海[	<b>区</b> 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内2	k面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固氮	它資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交ù	通局長	1	6	6	0	0	0	0	2	1	1	0	1	5	1
水江	道局長	11	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
下刀	k道局長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見総監	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消队	<b>方総監</b>	2	3	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1
東月	京都公立大学法人理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都立産業技術研究センター理事長	51	14	11	0	1	1	0	0	4	4	4	5	6	1
東見	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計 多例第4条第3項に定める木人から収集する原則の複	400	173	103	21	5	1	5	33	31	37	23	60	97	15

<sup>※</sup> 条例第4条第3項に定める本人から収集する原則の例外

- 第1号 本人の同意があるとき。
- 第2号 法令等に定めがあるとき。
- 第3号 出版、報道等により公にされているとき。
- 第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 第5号 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
- 第6号 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上、 本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- 第7号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(都が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第2項第6号において同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第10条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の経常的な目的外利用・提供の状況 (単位:件)

· `														
				(条	:例第1	事 0条第	由 1項及で	び第2』	頁)		利用	• 提	供先	
	届出 <b>事</b> 項 実施機関	なし	あり	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	実施機関内	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他
	政策企画局	22	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	都民安全推進本部	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	デジタルサービス局	42	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	主税局	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都市整備局	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	69	4	0	0	0	0	0	4	3	0	2	0	0
知	環境局	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事	福祉保健局	39	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0
	病院経営本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	55	2	3	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0
	中央卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	345	10	6	0	0	0	0	8	3	3	5	1	0
教育	育委員会	7	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
選挙	<b>举管理委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	<b></b> 查員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.\ F	安委員会	0							_					_
ピンゴ	4 安貝云	U	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	《安貝云 動委員会	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働	動委員会		_	0	-	0						_		0
労働 収月		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
労働 収月 海区	動委員会 用委員会	0	0	0 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働 収月 海区	動委員会 用委員会 区漁業調整委員会	0 0	0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
労収 海内 固	動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 K面漁場管理委員会	0 0 0	0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0	0 0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
労働 海区 内 固 交 通	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 K面漁場管理委員会 E資産評価審査委員会	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
労収海内固交水道	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 K面漁場管理委員会 E資産評価審査委員会	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0
労収海内 固交水下	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 K面漁場管理委員会 E資産評価審査委員会 通局長	0 0 0 0 0 6 12	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
労収海内 固交水下警	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 官資産評価審査委員会 通局長 道局長	0 0 0 0 0 0 6 12	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0
労収海内固交水下警消	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 K面漁場管理委員会 E資産評価審査委員会 通局長 道局長 K道局長	0 0 0 0 0 6 12 1 4	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0
労収海内固交水下警消 東 京 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 正資産評価審査委員会 通局長 道局長 水道局長 水道局長 見総監 力総監	0 0 0 0 0 6 12 1 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0
労収海内固交水下警消東東 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本	制委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 通局長 道局長 送商長 以道局長 見総監 方総監 方総監	0 0 0 0 0 6 12 1 4 2	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0

<sup>※1</sup> 条例第10条第1項に定める目的外利用の制限の例外

第1号 本人の同意があるとき。

第1号 本人の回恩かめること。 第2号 法令等に定めがあるとき。 第3号 出版、報道等により公にされているとき。 第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 第6号 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

<sup>※2</sup> 条例第10条第2項に定める目的外提供の制限の例外

第1号から第4号まで (条例第10条第1項と同じ) 第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 第6号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に 提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

## 2 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

## (1) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

令和3年度の決定件数は3,547件で、前年度に比べ659件(22.8%)増加しました。件数の推移は表6のとおりです。

また、開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表7のとおりです。 警視庁、福祉保健局及び病院経営本部の上位3局で、全体の約9割を占めています。

## 表6 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

(単位:件)

<b>1</b> (1)	1,1, H1 TT	- 利用停止次足等の什致の推移								(早江・汗)					
平成	総件数	開示	一部開示	非	開示決定	等	合計	訂正	一部訂正	非訂正等	合計	利用停止	利用一部	利用非停	合計
令和		決定	決定	非開示	不存在等	小計		決定	決定	決定		決定	停止 決定	止 決定	
14年度	509	432	43	6	26	32	507	0	0	2	2	-	1	-	-
15年度	612	537	41	10	23	33	611	0	0	1	1	-	ı	_	_
16年度	647	523	70	3	50	53	646	0	0	1	1	_	ı	-	_
17年度	850	682	97	23	48	71	850	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	998	695	228	11	59	70	993	1	0	0	1	0	0	4	4
19年度	1,000	641	246	7	102	109	996	0	0	2	2	0	0	2	2
20年度	1, 086	566	382	7	124	131	1, 079	0	0	6	6	0	0	1	1
21年度	1, 085	535	409	8	130	138	1, 082	0	0	1	1	0	0	2	2
22年度	1, 318	654	501	8	147	155	1, 310	6	0	0	6	0	0	2	2
23年度	1, 732	692	685	13	323	336	1, 713	7	0	12	19	0	0	0	0
24年度	2, 011	704	950	21	319	340	1, 994	1	0	15	16	0	0	1	1
25年度	1, 965	733	1, 019	7	201	208	1, 960	2	0	3	5	0	0	0	0
26年度	1, 898	741	921	53	177	230	1, 892	5	0	1	6	0	0	0	0
27年度	2, 094	844	1,051	5	193	198	2, 093	1	0	0	1	0	0	0	0
28年度	2, 464	916	1, 348	9	190	199	2, 463	0	0	1	1	0	0	0	0
29年度	2, 703	884	1, 538	32	247	279	2, 701	0	0	2	2	0	0	0	0
30年度	2, 901	849	1, 771	20	255	275	2, 895	1	1	4	6	0	0	0	0
元年度	3, 349	904	2, 028	70	344	414	3, 346	0	0	2	2	0	0	1	1
2年度	2, 888	784	1, 799	45	248	293	2, 876	2	0	9	11	0	0	1	1
3年度	3, 547	820	2, 361	64	270	334	3, 515	2	0	16	18	0	0	14	14

<sup>※ 「</sup>不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

		川の処理							
1		<sub>田戸</sub> →	一部	非	開示決定	等		全体に占	41.44.F
	医分 実施機関	開示 決定	開示決定	非開示	不存在 等	小計	合計	める割合 (%)	対前年 度増減
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	2	2	1	4	5	9	0. 26	9
	総務局	15	2	0	4	4	21	0.60	7
	財務局	2	0	0	0	0	2	0.06	△ 3
	デジタルサービス局	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	93	2	0	2	2	97	2. 76	15
	生活文化局	4	9	0	1	1	14	0.40	Δ 6
	オリンピック・パラリンピック準備局	1	0	0	2	2	3	0.09	3
東	都市整備局	9	2	0	0	0	11	0.31	0
京都	住宅政策本部	1	1	1	0	1	3	0.09	0
知	環境局	0	0	0	1	1	1	0.03	Δ 2
事	福祉保健局	123	251	32	25	57	431	12. 26	72
	病院経営本部	391	32	0	1	1	424	12.06	△ 20
	産業労働局	5	1	0	0	0	6	0. 17	△ 2
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	2	0	0	0	0	2	0.06	△ 3
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	648	302	34	40	74	1,024	29. 13	70
教育	<b>小計</b> 育委員会	<b>648</b> 29	<b>302</b> 16	<b>34</b>	<b>40</b> 15	<b>74</b> 21	<b>1,024</b> 66		
								1. 88	△ 11
選	育委員会	29	16	6	15	21	66	1. 88	△ 11 0
選	育委員会 举管理委員会	29	16 0	6	15 0	21	66	1.88	△ 11 0 △ 9
選挙人事監査	育委員会 举管理委員会 事委員会	29 0 11	16 0 0	6 0	15 0	21 0 0	66 0 11	1. 88 0 0. 31	△ 11 0 △ 9
選 人 監 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公	育委員会 举管理委員会 事委員会 查委員	29 0 11 0	16 0 0	6 0 0	15 0 0	21 0 0	66 0 11	1. 88 0 0. 31	△ 11 0 △ 9 0
選人監公労	育委員会 举管理委員会 事委員会 查委員 安委員会	29 0 11 0	16 0 0 0 3	6 0 0 0	15 0 0 0 5	21 0 0 0 5	66 0 11 0 8	1. 88 0 0. 31 0 0. 23	△ 111 00 △ 9 00 8
選 人 監 公 労 収	育委員会 幸管理委員会 事委員会 査委員 安委員会 動委員会	29 0 11 0 0	16 0 0 0 3	6 0 0 0 0	15 0 0 0 5	21 0 0 0 5	66 0 11 0 8	1. 88 0 0. 31 0 0. 23	△ 111 00 △ 9 00 8
選人監公労収海	育委員会	29 0 11 0 0 0	16 0 0 0 3 0 0	6 0 0 0 0 0	15 0 0 0 5 0	21 0 0 0 5 0	66 0 11 0 8 0	1. 88 0 0. 31 0 0. 23 0	△ 111
選人監公労収海内	育委員会 举管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会	29 0 11 0 0 0	16 0 0 0 3 0 0	6 0 0 0 0 0	15 0 0 0 5 0 0	21 0 0 0 5 0 0	66 0 11 0 8 0 0	1.88 0 0.31 0 0.23 0	△ 111 00 △ 9 00 88 00 00 00
選人監公労収海内固	育委員会	29 0 11 0 0 0 0	16 0 0 0 3 0 0 0	6 0 0 0 0 0 0	15 0 0 0 5 0 0	21 0 0 0 5 0 0 0	66 0 11 0 8 0 0	1. 88 0 0. 31 0 0. 23 0 0	△ 111
選人監公労収海内固交	育委員会	29 0 11 0 0 0 0 0	16 0 0 0 3 0 0 0 0	6 0 0 0 0 0 0 0	15 0 0 0 5 0 0 0	21 0 0 0 5 0 0 0	66 0 111 0 8 0 0 0	1.88 0 0.31 0 0.23 0 0 0	△ 111
選人監公勞収海內固交水	育委員会 幸管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審査委員会	29 0 11 0 0 0 0 0 0	16 0 0 0 3 0 0 0 0	6 0 0 0 0 0 0 0 0	15 0 0 0 5 0 0 0 0	21 0 0 0 5 0 0 0 0	66 0 11 0 8 0 0 0 0 0	1.88 0 0.31 0 0.23 0 0 0 0 0	△ 111 00 △ 9 00 88 00 00 00 00 00 00 00
選人監公労収海内固交水下	育委員会 達管理委員会 事委員会 查委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会	29 0 11 0 0 0 0 0 0 0 4	16 0 0 0 3 0 0 0 0 0	6 0 0 0 0 0 0 0 0	15 0 0 0 5 0 0 0 0 0	21 0 0 0 5 0 0 0 0 0 2	66 0 11 0 8 0 0 0 0 0 7	1.88 0 0.31 0 0.23 0 0 0 0 0 0 0.20 0	△ 111
選人監公労収海内固交水下警	育委員会 達管理委員会 事委員会 查委員会 動委員会 刑委員会 工漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 通局長	29 0 11 0 0 0 0 0 0 4 0	16 0 0 0 3 0 0 0 0 0 1	6 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0	15 0 0 0 5 0 0 0 0 0	21 0 0 0 5 0 0 0 0 0 2 0 1	66 0 11 0 8 0 0 0 0 7 0 2	1. 88 0 0. 31 0 0. 23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0. 20 0 0. 20 63. 81	△ 111
選人監公労収海内固交水下警消	育委員会 達管理委員会 事委員会 查委員会 數委員会 別委員会 因為業調整委員会 水面漁場管理委員会 上資産評価審查委員会 直局長 並局長	29 0 11 0 0 0 0 0 4 0 0	16 0 0 3 0 0 0 0 1 0 1 1,972	6 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 5	15 0 0 0 5 0 0 0 0 1 0 1 204	21 0 0 0 5 0 0 0 0 2 0 1 209	66 0 11 0 8 0 0 0 0 7 0 2 2, 243	1. 88 0 0. 31 0 0. 23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0. 20 0 0. 06 63. 81 3. 93	△ 111
選人監公労収海内固交水下警消東	育委員会 達管理委員会 事委員会 查委員会 對委員会 制委員会 工漁業調整委員会 大面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 通局長 道局長 人道局長	29 0 11 0 0 0 0 0 0 4 0 0 62 50	16 0 0 0 3 0 0 0 0 1 0 1 1,972 66	6 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 0 5 18	15 0 0 0 5 0 0 0 0 0 1 0 1 204 4	21 0 0 0 5 0 0 0 0 2 0 1 209 22	66 0 11 0 8 0 0 0 0 7 0 2 2, 243 138	1. 88 0 0. 31 0 0. 23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0. 20 0 0. 06 63. 81 3. 93	△ 111
選人監公労収海內固交水下警消東東	京委員会 達管理委員会 事委員会 查委員会 動委員会 制委員会 工漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 直局長 、送過局長 、送過局長	29 0 11 0 0 0 0 0 0 4 0 0 62 50	16 0 0 0 3 0 0 0 0 1 0 1 1,972 66	6 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 5 18	15 0 0 0 5 0 0 0 0 0 1 0 1 204 4	21 0 0 0 5 0 0 0 0 0 2 0 1 209 22 0	66 0 11 0 8 0 0 0 0 7 0 2 2, 243 138	1. 88 0 0. 31 0 0. 23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0. 20 0 0. 06 63. 81 3. 93 0. 46	

## (2) 開示決定等の内容

## 表8 内容別の決定状況(上位10件)

[]内は令和2年度

順位	請求內容	決定件数(件)	決定件数全体に 占める割合(%)	所管局
1 [1]	生活安全相談関係	1,146 [882]	32.6 [30.8]	警視庁
2 [3]	110番処理関係	516 [380]	14.7 [13.2]	警視庁
3 [2]	診療情報関係	437 [452]	12.4 [15.8]	病院経営本部、 福祉保健局
4 [4]	児童相談関係	316 [204]	9.0 [7.1]	福祉保健局
5 [8]	事件相談受理関係	124 [58]	3.5 [2.0]	警視庁
6 [5]	都税情報関係	97 [82]	2.8 [2.9]	主税局
7 [6]	救急活動関係	77 [71]	2. 2 [2. 5]	東京消防庁
8 [7]	身体障害者手帳関係	71 [61]	2.0 [2.1]	福祉保健局
9 [9]	苦情処理関係	54 [43]	1.5 [1.5]	警視庁
10 [-]	少年相談	53 [28]	1.5 [1.0]	警視庁
	合計	2,891 —	82.2 —	-
	総件数	3, 515 [2, 876]	100.0 [100.0]	_

## (3) 非開示の理由別状況

条例第16条各号に該当し、非開示 (64件) 及び一部開示 (2,361件) となった決定の理由別 内訳は、表9のとおりです。

最も多かった非開示理由は、行政運営情報で2,226件でした。

## 表9 非開示の理由別内訳

非開示理由	主な事例	件数(件)
法令秘情報(16条1号)	法令に基づく通告者の氏名	2
開示請求者以外の個人に関する情報(16条2号)	私人の氏名	2, 178
事業活動情報(16条3号)	法人等の事業活動情報	13
犯罪の予防・捜査等情報(16条4号)	印影等	2, 002
審議、検討又は協議に関する情報(16条5号)	会議録、所内協議	4
行政運営情報(16条6号)	事務・事業の遂行に支障を及ぼす情報	2, 226
任意提供情報(16条7号)	第三者から取得した情報	0
法定代理人との利益相反情報(16条8号)	法定代理人が知り得ない本人の情報	23
他人の特定個人情報(16条9号)	_	0
開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報(16条10号)	_	0
個人番号のうち、死亡した者に係るもの(16条11号)	_	0

<sup>※</sup> 複数の非開示理由を適用する場合があるため、件数の合計は、非開示決定及び一部開示決定の合計件数と一致しない。 - 7 -

## 3 特定個人情報を取り扱う事務

## (1) 特定個人情報取扱事務の届出

東京都特定個人情報の保護に関する条例第16条により、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称及び根拠、目的、特定個人情報の記録項目、収集先、経常的な提供先、委託の有無などです。

#### 表10 特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
令和3年度	5	4	2	172

(令和4年3月31日現在)

## 表11 実施機関及び局別特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位・件)

表					(単位:件)
	実施機関	開始	変更	廃止	届出事務の総数
	政策企画局	0	0	0	4
	都民安全推進本部	0	0	0	3
	総務局	0	1	0	18
	財務局	0	0	0	3
	デジタルサービス局	3	0	0	3
	主税局	1	3	2	18
	生活文化局	0	0	0	4
東	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0
京	都市整備局	0	0	0	3
都	住宅政策本部	0	0	0	3
知事	環境局	0	0	0	3
尹	福祉保健局	1	0	0	36
	病院経営本部	0	0	0	3
	産業労働局	0	0	0	3
	中央卸売市場	0	0	0	3
	建設局	0	0	0	3
	港湾局	0	0	0	3
	会計管理局	0	0	0	6
	小計	5	4	2	119
教	育委員会	0	0	0	15
選	<b>举管理委員会</b>	0	0	0	3
人里	事委員会	0	0	0	3
監	查委員	0	0	0	3
公司	安委員会	0	0	0	1
労信	動委員会	0	0	0	2
収月	用委員会	0	0	0	3
海[	区漁業調整委員会	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0
固定	定資産評価審査委員会	0	0	0	0
交ì	通局長	0	0	0	3
水ì	道局長	0	0	0	4
下	水道局長	0	0	0	3
警	見総監	0	0	0	4
消	方総監	0	0	0	3
東ノ	京都公立大学法人理事長	0	0	0	2
東ノ	京都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	1
東	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	3
	合計	5	4	2	172

## (2) 特定個人情報取扱事務の開始届の内容

## ア 記録項目及び処理形態の状況

表12 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位:件)

表   	2 開始由に係る美施機関及び局別の	17 AC 112	/\ IH +	K O J OL	記録		C-±112	, (C. C.)	処理		<u></u> <b>単仏:</b> オンラィ	
	届出 <b>事</b> 項 実施機関	開始事務件数	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以	電磁的記録	ワー クシステ 情報提供ネッ	その他
									外		ムト	
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	デジタルサービス局	3	3	0	1	2	0	3	3	2	0	0
	主税局	1	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.	福祉保健局	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	5	2	2	4	0	3	5	4	2	0
教育	· 「委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙	<b>举管理委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	<b>事委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	至委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公多	<del>C</del> 委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	月委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	<b>区漁業調整委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内力	《面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	E資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道	<b>首局長</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下力	<b>、道局長</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>等視総監</b>		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当防総監		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都公立大学法人理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	京都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都健康長寿医療センター理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
,, -/,	合計	0 <b>5</b>	5	2	2	4	0	3	5	4	2	0

<sup>※</sup> 記録項目の具体的内容

基本的事項 … 個人番号、識別符号・番号、氏名、国籍、生年月日、年齢、住所、本籍、性別、電話番号、電子 メールアドレス

ペラの状況 ・・・・ 健康状態、病歴、身体の特徴 ・・・・ 家族状況等 ・・・・ 家族状況、親族関係、婚姻 ・・・・ 歌業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰、成績、評価、財産、収入、納税状況、公的扶助、趣味収集制限事項 ・・・ 思想、信教、信条、社会的差別の原因となる情報

## イ 収集先及び提供の状況

表13 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の収集先

(単位:件)

表 13 開始 届 に 添る 美 他 機 美 及 ひ 向 別 り 待 た 個 人 1月 報 り 収 集 元													津第20	条)									
	届出事項	本人又	実施	他の	他の	民間	そ	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	実施機関	へは代理人	機関内	実施機関	官公庁	· 私 人	の他	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	デジタルサービス局	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
教育	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	<b>举管理委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	查委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公司	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内2	K面漁場管理委員会 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	它資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道局長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警視総監		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消	<b>肖防総監</b>		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東東	京都公立大学法人理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	京都立産業技術研究センター理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	て都健康長寿医療センター理事長 へ 31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	5	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※</sup> 収集の根拠については、12ページに記載

	4 開始曲に除る美肥機関及					上 上供									の個人	を識別	リする	ための	番号の	利用等	に関っ	する法	律第19	条)
	届出事項	な	あ	本人	他の	他の	民間	そ	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	実施機関	し	り	又は代理人	実施機関	官公庁	私人	の他	1号	2 号	3 号	4 号	5号	6号	77号	8号	9号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	デジタルサービス局	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	<b>举管理委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監	查委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公司	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海[	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交ì	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水ì	道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下	水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警	見総監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消	方総監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東河	京都公立大学法人理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	3	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C

#### ※ 表13 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の収集先

#### 表14 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の経常的な提供の状況 につい

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条は、下記各号に該当する 場合を除いて特定個人情報を提供してはならないと定めています。

- 第1号 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理 人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 第2号 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第3号 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報 を提供するとき。
- 第4号 一の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。)に おける従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をい
- う。 以下この号において同じ。)であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、 当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務
- 第5号 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 第6号 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特 定個人情報を提供するとき。
- 第7号 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 第8号 別表第2の第1欄に掲げる者(以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者(以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第9号 条例事務関係情報照会者が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものの提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第10号 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第11号 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を 処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第12号 社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等が同条第1項に規定する社債等の発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第13号 第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき。
- 第14号 第38条の7第1項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- 第15号 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第104条第1項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 第16号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の 同意を得ることが困難であるとき。
- 第17号 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条は、同法第19条各号に該当する場合を除いて特定個人情報を収集又は保管してはならないと定めています。

## 4 保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

令和3年度の決定件数は0件でした。件数の推移は表15のとおりです。 また、開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表16のとおりです。

表15 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

(単位:件)

	総件数	開示	一部開示	非	開示決定	等	合計	訂正	一部訂正	非訂正等	合計	利用停止	利用一部	利用非停	合計
平成 令和		決定	決定	非開示	不存在等	小計		決定	決定	決定		決定	停止決定	止 決定	
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※ 「</sup>不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

表1	6 開示請求に対する実施機関及び	「同別の処	理认沉	Ī				(早1	立:件)
		・ 開示	一部	非	開示決定	<b>学</b>		全体に占	计带在
<u> </u>	実施機関	決定	開示決定	非開示	不存在 等	小計	合計	める割合 (%)	対前年度増減
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
, [	総務局	0	0	0	0	0	0	0	△ 3
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0
	デジタルサービス局	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	<del>-</del> 0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	△ 3
教育	<b></b> 委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙	<b>管理委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	<b>基</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	<b>三</b> 委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公安	李員会	0	0	0	0	0	0	0	0
労働	<b>加委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
収用	<b>三</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	<b>江漁業調整委員会</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
内水	(面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
交通	· · · · ·	0	0	0	0	0	0	0	0
水道	<b></b>	0	0	0	0	0	0	0	0
下水	x道局長	0	0	0	0	0	0	0	0
警視	<b>記総監</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
消防	<b>5総監</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	(都公立大学法人理事長	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都立産業技術研究センター理事長		0	0	0	0	0	0	0
東京	. пр. — / — / — / — / — / — / — / — / — / —								
	では で都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0

## 5 東京都個人情報保護審査会の運営状況

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定に関する審査請求については、例第24 条に基づき審理員による審理手続に関する規定の適用が除外されており、同第25条により設置され、有識者により構成される東京都個人情報保護審査会が審査庁の諮問に応じて審議を行っています。

表17 審議等の状況 (開示請求)

(単位:件)

						諮問	審査会	
年度	新規諮問	答申	妥当	一部 認容	認容	取下げ	開催回数 [総会回数]	審議中
令和 3 年度	42	28 (34)	25	2	1	1	31回 〔1回〕	159
令和 2 年度	131	34 (42)	30	4	0	5	25回 〔1回〕	152

#### 表18 審議等の状況(訂正請求)

(単位:件)

	to a transmit was					諮問	審査会	
年度	新規諮問	答申	妥当	一部 認容	認容	取下げ	開催回数 [総会回数]	審議中
令和 3 年度	1	0	0	0	0	0	31回 〔1回〕	7
令和 2 年度	6	3	3	0	0	0	25回 〔1回〕	6

## 表19 審議等の状況 (利用停止請求)

(単位:件)

年度	新規諮問	答申	妥当	一部認容	認容	諮問 取下げ	審査会 開催回数 〔総会回数〕	審議中
令和 3年度	1	0	0	0	0	0	31回 (1回)	1

(令和2年度の利用停止請求に対する決定に関する審査請求は0件)

- ※1 「新規諮問」「答申」「諮問取下げ」は、各年度におけるそれぞれの件数であり、「審議中」は、 各年度末時点において諮問されている案件の総数である。
- ※2 「答申」は、複数の諮問を併せて答申することがあるため、〔 〕内に答申のあった諮問の件数 を、参考計上している。

## 表20 審査請求、諮問及び答申の件名等

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
1	Н31. 1. 23	「臨時適正検査該当者発見(検査)通知書 (更新時用)」外3件の一部開示決定に対 する審査請求	警視庁	31	761	答申	551 (*1)	妥当
2	Н31. 1. 23	「申立書」外2件の全部開示決定に対する 審査請求	警視庁	31	762	答申	551 (*1)	妥当
3	Н31. 1. 23	「運転免許証記載事項変更届」の一部開示 決定に対する審査請求	警視庁	31	763	答申	552	妥当
4	Н31. 1. 23	「書面」外1件の全部開示決定及び「参考 郵便物等処理簿」の一部開示決定に対する 審査請求	警視庁	31	764	答申	553	妥当
5	Н31. 1. 23	「生活安全相談処理結果表」の一部開示決 定に対する審査請求	警視庁	31	765	答申	554	妥当
6	Н31. 2. 4	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	30	715	答申	548	妥当
7	Н31.3.6	「措置入院に関する診断書」外2件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	31	716	答申	547	妥当
8	R1. 5. 10	「○年○月○日に総務局人事部職員支援課 へ電話で行ったハラスメント相談に関し、 作成・取得した一連の情報」の非開示決定 (不存在)に対する審査請求	総務局	31	735	答申	549	妥当
9	R1. 6. 7	「医療保護入院者の入院届」外1件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	31	740	答申	550	妥当
10	R1. 6. 25	「○○駅構内監視カメラで録画した全ての映像データ」の非開示決定に対する審査請求	交通局	31	754	答申	556	妥当
11	R1.7.8	「相談受付票」の一部開示決定に対する審 査請求	福祉 保健局	31	744	答申	555	妥当
12	R1.7.8	「東京都介護保険審査会議事録」外6件の 一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	31	752	答申	565	一部認容
13	R1. 8. 3	「開示請求者が提出した書類」外2件の全部開示決定並びに「私が平成○年○月○日に○○警察署○○課に一筆書いて提出した書面を受領したことを、上司又は、○○警察署長に報告するための報告書」及び「平成○年○月○日に、○○課に提出した、住所、名前、メールアドレス、電話番号を私が書いて提出した書面」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	31	766	答申	559	妥当
14	R1. 8. 3	「私が平成○年○月○日から○月○日までの間に、○○警察署の警察官に取り扱いを受けた際の110番処理簿」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	31	767	答申	560	妥当
15	R1. 9. 25	「私に対して居宅介護サービスを提供した 業者について、私が申し立てた内容につい て、東京都と厚生労働省で共有している文 書」の非開示決定(不存在)に対する審査 請求	福祉 保健局	31	760	答申	557	妥当

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
16	R1. 10. 16	「組織犯罪対策相談受理票」の一部開示決 定に対する審査請求	警視庁	31	769	答申	561	妥当
17	R1. 11. 5	「生活保護受給者に関する情報」の非開示 決定(不存在)に対する審査請求	福祉 保健局	31	768	答申	558	妥当
18	R1. 12. 26	「〇〇〇〇第〇〇号『指導力不足等教員の申請について(新規)』」外1件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	31	774	諮問 取下げ		
19	R2. 2. 10	「私が平成○年に○○警察署に送付した告訴告発状が不受理となったことについて理由が分かる文書(作成された決裁書を含む)」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	2	780	答申	566	妥当
20	R2. 2. 13	「私が送付した告発状に関する調査について」外1件の非開示決定(不存在)に対する審査請求	都市 整備局	2	776	答申	568	妥当
21	R2. 2. 13	「宅地建物取引業法に基づく調査について」外8件の一部開示決定に対する審査請求	住宅 政策 本部	2	777	答申	569	認容
22	R2. 2. 17	「面談メモ」外3件の一部開示決定及び 「面談に係るメモに記載された請求者の個 人情報」外1件の非開示決定に対する審査 請求	福祉 保健局	2	778	答申	567 (*2)	一部認容
23	R2. 2. 17	「○○の状況」外2件の一部開示決定及び 「現在の職務配置に至るまでの経過が分か る資料」の非開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	779	答申	567 (*2)	一部認容
24	R2. 2. 27	「私が○(平成○)年○月○日午後○頃に ○○警察署管内で遭った交通人身事故に関 する送致書類一式、及びその他捜査等関係 書類のすべて」の開示請求却下処分に対す る審査請求	警視庁	2	832	答申	572	妥当
25	R2. 2. 27	「私が〇年(平成〇年)〇月〇日から〇年 (令和〇年)〇月〇日までの間に、〇〇警 察署各部署に相談をした際に話した内容の 記録のすべて」の非開示決定(不存在)に 対する審査請求	警視庁	2	833	答申	573	妥当
26	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	783	答申	570 (*3)	妥当
27	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	784	答申	570 (*3)	妥当
28	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	2	785	答申	570 (*3)	妥当
29	R2. 3. 18	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	2	786	答申	570 (*3)	妥当
30	R2. 3. 18	「関係書類」の非開示決定に対する審査請 求	福祉 保健局	2	787	答申	570 (*3)	妥当
31	R2. 4. 3	「開示請求した関連文書」の開示請求却下 決定に対する審査請求	都市 整備局	2	781	答申	562	妥当

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
32	R2. 5. 29	「駅構内監視カメラの映像データ」外1件 の非開示決定及び「車内監視カメラの映像 データ」の非開示決定(不存在)に対する 審査請求	交通局	2	782	答申	563	妥当
33	R2. 6. 4	「○○警察署・○○他○名作成、平成○年 ○月○日付、捜査報告書」外4件の開示請 求却下及び「○に関して○○警察署員らが 作成したメモや一切の資料の内、死者であ る被相続人から相続した財産に関する情報 と認められるもの」に非開示決定に対する 審査請求	警視庁	2	831	答申	574	妥当
34	R2. 6. 8	「苦情処理票」外4件の一部開示決定に対 する審査請求	警視庁	2	821	答申	572	妥当
35	R2. 10. 22	「車内防犯カメラの映像」の非開示決定に 対する審査請求	交通局	2	830	答申	564	妥当
36	R2. 11. 5	「110番処理簿」の一部開示決定に対する 審査請求	警視庁	3	922			
37	R3. 1. 26	「平成○年○月○日に○○病院に対して行われた請求者への雇用契約書の交付の指導」外1件の非開示決定(不存在)に対する審査請求	福祉 保健局	3	913			
38	R3. 1. 27	「私が令和○年○月○日から同年○月○日 までの間に○○警察署生活安全課に相談し た際に作成された生活安全相談処理結果 表」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	3	917			
39	R3. 3. 17	「○年○月○日付○○第○号『教職員の服務事故について(報告)』」の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	3	918			
40	R3. 3. 19	「補助第○号線の測量説明・用地取得事務における折衝記録」外1件に係る開示決定、非開示決定及び一部開示決定に対する審査請求	都市 整備局	3	914			
41	R3. 4. 16	「令和○年度第○回国民健康保険審査会の 議事録」の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	915			
42	R3. 4. 16	「平成○年○月○日付けのファクシミリ」 の開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	921			
43	R3. 4. 26	「連絡記録一式」の非開示決定(不存在) に対する審査請求	産業 労働局	3	916			
44	R3. 5. 13	「令和〇年〇月〇日より同年〇月〇日の期間に〇〇警察署留置中に私が宅下げ及び発信した信書(手紙類)の宛名人(相手名)及び日付けについて(可能であれば宅下げ物品の記録相手名、品目、日付についても開示して下さい)。」の開示請求却下処分に対する審査請求	警視庁	3	942			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局		諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
45	R3. 5. 13	「令和〇年〇月〇日より同年〇月〇日迄の間、〇〇警察署に勾留、拘束されていた期間、私が外部病院診療所等へ診察治療へ行った際の日付・時間(出発より帰署の詳細)診療部位、施設、病院名についての個人情報、可能なら「投薬品名」「住所等」の開示」の開示請求却下処分に対する審査請求	警視庁	3	943			
46	R3. 5. 13	「令和〇年〇月〇日より同年〇月〇日までの間、〇〇警察署留置場へ留置されていた期間に行った面会(接見)についての日時及び面会を行った時間と、面会者の氏名(何分間の面会を何月何日に行ったかと、相手の氏名又は姓のみでも可)可能なら相手の氏名、住所、生年月日」の開示請求却下処分に対する審査請求	警視庁	3	944			
47	R3. 5. 17	「110番処理簿」の非開示決定(不存在) に対する審査請求	警視庁	3	949			
48	R3. 5. 17	「交番における相談記録」の非開示決定 (不存在) に対する審査請求	警視庁	3	950			
49	R3. 5. 17	「○○警察署生活安全課における相談記録」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	3	951			
50	R3. 5. 26	「開示請求者に係る論文及び専門試験の採 点済答案」の非開示決定に対する審査請求	人事 委員会	3	920			
51	R3. 6. 1	「○○第○号『○年度 指導力不足等教員の認定等について』」外3件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	3	919			
52	R3. 6. 7	保有個人情報開示請求に係る不作為に対す る審査請求	福祉 保健局	3	929			
53	R3. 7. 5	「児童通告書」の非開示決定に対する審査 請求	福祉 保健局	3	923			
54	R3. 7. 19	生活安全相談処理結果表の一部開示決定に 対する審査請求	警視庁	3	936			
55	R3. 7. 29	「平成〇年〇月〇日付精神科救急受理票」 外3件の一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	924			
56	R3. 7. 29	「措置入院に関する診断書」外1件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	926			
57	R3. 7. 29	「退院等の請求に関する審査書」外1件の 一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	928			
58	R3. 7. 29	「全診療記録」の一部開示決定に対する審 査請求	病院経 営本部	3	930			
59	R3. 8. 8	「110番処理簿」外1件の一部開示決定に 対する審査請求	警視庁	3	947			
60	R3. 8. 10	「火災調査書」の開示決定に対する審査請 求	東京消防庁	3	927			

No.	審査請求 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
61	R3. 8. 10	「服務事故に関する事情聴取書」外1件の 非開示決定に対する審査請求	教育庁	3	931			
62	R3. 8. 10	「服務事故に関する事情聴取書」の非開示 決定に対する審査請求	教育庁	3	932			
63	R3. 8. 18	「医療保護入院者の入院届」の一部開示決 定に対する審査請求	福祉 保健局	3	925			
64	R3. 8. 30	「診察要否決定書」外3件の一部開示決定 及び「精神障がい者の釈放に係る通報書面 及び添付資料」の却下決定に対する審査請 求	福祉 保健局	3	933			
65	R3. 9. 13	「○年○月○日に作成された領置品リスト が記載された書類」の開示請求却下処分に 対する審査請求	警視庁	3	952			
66	R3. 11. 2	「人材情報シート」外9件の非開示決定に 対する審査請求	下水 道局	3	934			
67	R3. 11. 2	「平成○年度課長代理職級昇任選考被選考 者調書」外1件の一部開示決定に対する審 査請求	下水 道局	3	935			
68	R3. 11. 25	「令和○年○月○日付けの審査請求人に関する「裁決書」別添の扱った証拠書類」の 一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	941			
69	R3. 11. 26	「○○児童相談所の保有する○○に関する 個人情報」の非開示決定(存否応答拒否) に対する審査請求	福祉 保健局	3	938			
70	R3. 12. 3	「患者の声相談窓口に相談した際の記録」 の非開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	946			
71	R3. 12. 10	「〇〇の服務事故に関する事情聴取書」外 1件の非開示決定に対する審査請求	教育庁	3	939			
72	R3. 12. 16	「都民の声ワークシート」外1件の一部開 示決定に対する審査請求	福祉 保健局	3	937			
73	R3. 12. 16	「相談員受付票」の一部開示決定に対する 審査請求	福祉 保健局	3	940			
74	R3. 12. 16	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	3	953			
75	R3. 12. 25	「指導経過記録票」の一部開示決定に対す る審査請求	福祉 保健局	3	954			
76	R3. 12. 28	「出火原因判定書」の一部開示決定に対す る審査請求	東京 消防庁	3	945			
77	R4. 1. 26	「東京都情報公開審査会における諮問第○ 号外49件に係る審議資料・速記録」の非開 示決定に対する審査請求	生活 文化局	3	948			
78	R4. 1. 26	「退校申請書」外1件の非訂正決定に対す る審査請求	産業 労働局	3	955			

No.	審査請求年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
79	R4. 1. 26	「退校申請書」外1件の利用非停止決定に 対する審査請求	産業 労働局	3	956			

- ※1 表20は、諮問、答申のいずれかが令和3年4月1日から令和4年3月31日までに行われた案件であり、該当する項目を網掛けで表示している。
- ※2 「審査会の処理状況」のうち「答申(\*)」は、複数の諮問を併せて答申したものである。 なお、同じ数字を付している\*は同一の答申であり、令和3年度は3本の答申が併合案 件である。

表21 東京都個人情報保護審査会の構成

	氏名	現職等
会長	樋渡 利秋	弁護士、元検事総長
会長代理	吉戒 修一	弁護士、元東京高等裁判所長官
委員	安藤 広人	弁護士
委員	木村 光江	日本大学大学院法務研究科教授
委員	久保内 卓亞	弁護士、元東京高裁民事部総括判事
委員	塩入 みほも	駒澤大学法学部教授
委員	德本 広孝	中央大学法学部教授
委員	友岡 史仁	日本大学法学部教授
委員	中村 晶子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授、弁護士
委員	府川 繭子	青山学院大学法学部准教授
委員	藤原 道子	弁護士
委員	寳金 敏明	弁護士、元最高検察庁検事

(令和4年3月31日現在)

## 6 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

東京都情報公開・個人情報保護審議会は、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる機関として、東京都情報公開条例第39条及び東京都個人情報保護に関する条例第26条の規定により設置されています。

表22 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

会議名	開催日	審議等の概要
第74回	令和3年5月31日	<審議事項> ・会長の選任、会長代理の指名について ・部会の部会長・構成委員の指名について ・専門部会の設置、部会長・構成委員の指名について 〈報告事項〉 ・個人情報保護制度の一元化について ・情報公開制度における権利の濫用について ・令和2年度における例規の改正について
第75回	令和3年10月18日	<報告事項> ・個人情報保護制度の一元化について ・令和2年度東京都の情報公開制度の運用状況について ・令和2年度東京都の個人情報保護制度の運用状況について
第76回	令和4年1月24日	<報告事項> ・権利濫用について ・個人情報保護制度について ・その他
第77回	令和4年3月15日	<審議事項> ・権利濫用について <報告事項> ・存否応答拒否について ・保有個人情報・特定個人情報取扱事務届出事項(新規開始事項)について ・特定個人情報保護評価部会からの報告について ・その他

表23 東京都情報公開・個人情報保護審議会の構成

	氏名		現職等
会長	新美	育文	弁護士、明治大学名誉教授
会長代理	神橋	一彦	立教大学法学部教授
委員	石井	夏生利	中央大学国際情報学部教授
委員	小幡	純子	上智大学大学院法学研究科教授
委員	小林	治彦	東京商工会議所常務理事
委員	新保	史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	西川	明男	日本労働組合総連合会東京都連合会副会長
委員	細川	珠生	ジャーナリスト
臨時委員	德本	広孝	中央大学法学部教授
臨時委員	宮内	宏	弁護士

(令和4年3月31日時点)

## 7 個人情報保護に関する相談の受付状況

## (1) 相談区分

相談区分別の状況では、「苦情」が111件で全体の77.1%を占めています。 都民・消費者からの相談は141件であり、そのうち「苦情」が一番多く、111件で78.7%で した。

表24 相談区分 (合計等:件、割合:%)

区分	合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
苦情	111	77. 1	111	78. 7	0	0	0	0
問合せ	26	18. 1	23	16. 3	2	100	1	100
意見・要望	4	2.8	4	2.8	0	0	0	0
その他	3	2. 1	3	2. 1	0	0	0	0
合計	144	100	141	100	2	100	1	100

<sup>※</sup> 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

#### (2) 寄せられた相談の対象事業分野

## 表25 対象事業分野

対象分野	件数(件)	割合 (%)
情報通信	5	3.5
医療・福祉	30	20.8
金融・信用	4	2.8
その他	105	72. 9
合計	144	100

<sup>※</sup> 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

## (3) 処理経過

処理経過別の状況では、「指導・助言」が103件で最も多く、全体の71.5%を占めています。

## **表26 処理経過** (合計等:件、割合:%)

区分	合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
他機関紹介	11	7.6	11	7.8	0	0	0	0
指導·助言	103	71. 5	102	72. 3	1	50	0	0
その他情報提供	21	14. 6	19	13. 5	1	50	1	100
あっせん解決	1	0.7	1	0.7	0	0	0	0
あっせん不調	0	0	0	0	0	0	0	0
処理不能・不要	8	5. 6	8	5. 7	0	0	0	0
受付件数	144	_	141	_	2	_	1	_

<sup>※</sup> 複数の処理を行う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、区分 別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

<sup>※ 「</sup>その他」は、上記「情報通信」「医療・福祉」「金融・信用」以外の事業分野で、「不動産業」「教育 関係」分野等である。

#### (4) 相談事項

相談事項別の相談者の割合は表27、相談事項の推移は表28のとおりです。最も多かったのは「漏えい・紛失」に関する相談で56件(38.9%)、次いで「同意のない提供」が24件(16.7%)、「不適正な取得」が15件(10.4%)でした。「漏えい・紛失」に関しては、事業者による個人情報の漏えい・紛失事故の疑いについての相談が目立ちました。「同意のない提供」に関しては、事業者間での個人情報の提供についての相談が、「不適正な取得」に関しては、個人情報の取得の際における事業者の対応等に関する相談が数多く寄せられました。

#### 表27 相談事項別の相談割合

(合計等:件、割合:%)

区分	区分		割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政 機関	割合
個人情報の	目的外利用	10	6. 9	10	7. 1	0	0	0	0
取得・利用	不適正な取得	15	10. 4	14	9. 9	1	50	0	0
	情報内容の誤り	0	0	0	0.0	0	0	0	0
個人情報の管理に 関すること	漏えい・紛失	56	38. 9	56	39. 7	0	0	0	0
	委託先等の監督	1	0.7	1	0.7	0	0	0	0
個人情報の第三者	同意のない提供	24	16. 7	22	15. 6	1	50	1	100
提供に関すること	オプトアウト違反	1	0.7	1	0.7	0	0	0	0
本人関与の仕組み	開示等	12	8.3	12	8.5	0	0	0	0
に関すること	苦情等の窓口対応	2	1. 4	2	1. 4	0	0	0	0
その他その他		23	16	23	16. 3	0	0	0	0
受付件数		144	-	141	_	2	_	1	_

<sup>※</sup> 複数の相談事項を扱う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、 区分別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

#### 表28 相談事項の推移

(合計:件、割合:%)

区分		令和3年度 令和2年度 令		令和元年度 平成30年度			平成29年度		平成28年度				
		合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
個人情報の	目的外利用	10	6.9	10	6. 3	16	6.8	30	9. 5	33	7.2	31	7.6
取得・利用	不適正な取得	15	10. 4	30	18. 9	14	5. 9	33	10. 5	50	10.8	24	5. 9
	情報内容の誤り	0	0	2	1. 3	3	1.3	4	1. 3	5	1. 1	4	1.0
個人情報の管理に 関すること	漏えい・紛失	56	38. 9	35	22. 0	51	21.5	68	21. 6	81	17.6	75	18. 4
	委託先等の監督	1	0.7	0	0	1	0.4	2	0.6	4	0.9	2	0.5
個人情報の第三者	同意のない提供	24	16. 7	17	10. 7	29	12. 2	41	13. 0	57	12.4	79	19. 4
提供に関すること	オプトアウト違反	1	0.7	1	0.6	1	0.4	1	0.3	1	0.2	4	1.0
本人関与の仕組み	開示等	12	8.3	21	13. 2	40	16. 9	22	7.0	20	4. 3	31	7. 6
に関すること	苦情等の窓口対応	2	1. 4	9	5. 7	16	6.8	10	3. 2	16	3. 5	19	4. 7
その他	その他	23	16	34	21. 4	66	27.8	104	33. 0	194	42. 1	139	34. 1
受付件	数 数	144	-	159	-	237	-	315	_	461	-	408	_

<sup>※</sup> 各区分の年度毎の合計は相談内容により重複して積算することがあるため、年度毎に各区分を集計した数と年度毎の総合計は、一致しないことがある。

## 東京都の個人情報保護

令和3年度東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

## 令和4年7月発行

編集・発行 東京都総務局総務部情報公開課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 (代表) 03(5321)1111 内線24-222 ダイヤルイン 03(5388)3135